総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成十八年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第四十一条第二項第八号」を「第四十一条第二項第九号」に改める。

第十三条第三項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条の見出しを「（準用通則法第四十八条第一項に規定する法務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十条の見出しを「（準用通則法第四十八条第一項に規定する法務省令で定める重要な財産の範囲）」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条を第二十条とし、同条の次に次の七条を加える。

（準用通則法第八条第三項に規定する法務省令で定める重要な財産）

第二十一条　支援センターに係る準用通則法第八条第三項に規定する法務省令で定める重要な財産は、支援センターの保有する財産であって、準用通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた法第四十一条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）におけるその帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上準用通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他法務大臣が定める財産とする。

（不要財産に係る政府以外出資の払戻しの認可の申請）

第二十二条　支援センターは、準用通則法第四十六条の三第一項の規定により、政府以外出資に係る不要財産について、当該政府以外出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該政府以外出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　政府以外出資に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（準用通則法第四十六条の三に規定する出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五　催告の内容

六　当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額

七　準用通則法第四十六条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項

2　法務大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が準用通則法第四十六条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を支援センターに通知するものとする。

一　準用通則法第四十六条の三第一項の規定により、当該不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分

二　準用通則法第四十六条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第二十三条　支援センターは、法第四十五条第三項の中期計画において法第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合において、準用通則法第四十六条の三第一項の規定により、政府以外出資に係る不要財産について、出資者に対し当該政府以外出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を法務大臣に通知しなければならない。

2　法務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第二十四条　準用通則法第四十六条の三第一項に規定する法務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一　政府以外出資に係る不要財産の内容

二　準用通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　準用通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

イ　当該不要財産の払戻しをすること。

ロ　準用通則法第四十六条の三第三項に規定する法務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること。

四　当該払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額

2　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の払戻時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（政府以外出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第二十五条　支援センターは、準用通則法第四十六条の三第三項の規定により政府以外出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を法務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　準用通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　法務大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、準用通則法第四十六条の三第三項の規定により法務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち準用通則法第四十六条の三第三項の規定により法務大臣が定める額の持分を含む。）を支援センターに通知するものとする。

4　支援センターは、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により法務大臣から通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第二十六条　支援センターは、準用通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に報告するものとする。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第二十七条　法務大臣は、支援センターが準用通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十六条　法務大臣は、支援センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。